

## 市内でスポーツ大会等のイベント実施をご検討のかたへ！！

～ AEDの貸出しを実施いたします ～

市では、市内で開催されるスポーツ大会等の各種事業において、参加者等が心停止の状態となった緊急事態に備え事業を主催する団体に対し自動体外式除細動器（AED）の貸出しを実施いたします。



### （貸出しの対象）

- 1 対象となる事業は市内で開催されるスポーツ大会、式典、講習会等とします。
- 2 貸出しを受けることができるものは、1の事業を主催する市内に住所を有する者が中心となって組織する団体とします。

### （貸出しの要件）

- 1 医療従事者（医師、看護師、救急救命士）又は普通救急救命講習、上級救急救命講習その他これらに類する講習会を修了したものを配置すること。
- 2 営利目的の事業で使用しないこと。

### （貸出しの期間及び費用）

- 1 貸出期間は貸出しを受けた日を含めて7日以内とします。
- 2 貸出費用は無料です。

### （貸出しの申請）

- 1 貸出しの申請は貸出しを受けようとする日の属する月の1月前の初日から7日前までの間に貸出申請書（様式1号）に次の(1)、(2)、(3)を添付の上申請してください。
  - (1) 医療従事者であること又は普通救急救命講習、上級救急救命講習等AEDの使用に係る講習の修了者であることを証する書類（提示または添付（コピーで可））  
※提示の場合コピーを取らせていただきます。
  - (2) 貸出対象事業のプログラム、実施要領等（内容がわかる資料）
  - (3) 事業を実施する団体の名簿（氏名、住所、連絡先等のわかるもの）

～ 裏面もご覧ください ～

(貸出し等の決定、貸出し)

- 1 市では、申請書の受理後、内容を審査し、貸出しの決定又は貸出しの不承認を決定し、申請者に連絡します。(申請書の緊急連絡先に連絡します。)
- 2 AEDの貸出しが決定された場合は、白岡市自動体外式除細動器(AED)貸出決定通知書(様式第2号)を持参の上、貸出し日時に白岡市健康増進課(保健センター)窓口までお越しください。

(貸出中の管理)

- 1 AEDの貸出しを受けたものは、AEDを破損や盗難の恐れがない室内の鍵のかかる場所に保管し、使用時には役員の目の届く場所に置くなど、常に良好な状態で管理することを心がけてください。
- 2 AEDを申請した内容以外に使用しないでください。
- 3 AEDを他に転貸、譲渡、処分等をしないでください。

(実績報告)

1 AEDを返却するときは、白岡市自動体外式除細動器(AED)使用実績報告書(様式第4号)に(1)から(6)を記載の上AEDに添えて御返却ください。

- (1) 事業の名称(〇〇スポーツ大会等)
- (2) 開催場所
- (3) 参加人数
- (4) 貸出期間
- (5) AEDの使用の有無  
※使用の場合はその状況等を記載(なるべく詳しく)
- (6) AEDの亡失、破損の有無  
※有の場合その状況を記載(なるべく詳しく)

(貸出期間中の責任等について)

- 1 故意又は過失によってAEDを亡失、破損等させたときはAEDを原状に復し、又その相当額を弁償していただきます。
- 2 AEDの誤った使用等により生じた事故については市は一切の責めを負いません。  
※貸出期間中の保管や使用に十分な御注意をお願いします。

(問合せ先)

白岡市健康福祉部健康増進課(保健センター)

住所：白岡市千駄野445番地(白岡市保健福祉総合センター はびすしらおか内)

電話：0480-92-1201